

議 事 概 要

会 議 名	令和 6 年度 第 1 回屋久島警察署協議会
会 議 日 時	令和 6 年 7 月 17 日 水曜日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで
会 議 場 所	屋久島警察署 会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 6 人 2 警察署 署長以下 8 人

（会議の概要）

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 署長挨拶
- 4 新転入者挨拶
- 5 協議
 - (1) 屋久島警察署管内における事件・事故等の発生状況（令和 6 年 6 月末現在）
 - (2) 主な活動状況
 - (3) 警察署行政に対する意見・要望等について
- 6 鑑識活動要領の説明・実演
- 7 閉会

【警察署行政に対する意見・要望等についての概要】

（委員）

うそ電話詐欺は高齢者が被害に遭うケースが多かったが、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害対象は、高齢者とは限らないのか。

（署長）

これらの詐欺は、今年から、うそ電話詐欺と別分類で統計をとることになったため、前年比の統計がない状況であるが、被害の実例については、相手方がウクライナ等の様々な国籍の医師や軍人等を名乗って、恋愛感情を抱かせて送金を要求したり、有名人を騙って投資を呼び掛けたりしているため、被害対象は高齢者に限らない。そのため、あらゆる機会を通じて、島民に被害防止を呼び掛けていく。

（会長）

代表者会議の出席報告について
先日、警察署協議会の代表者会議に出席してきたが、それぞれの代表者から、「警察署は一生懸命頑張っているが、本部はどうなっているのか。」といった声が上がっていた。警察署のみならずは、これまでどおり仕事に邁進してほしい。
代表者会議については、一連の非違事案を受けて、改善策を講じるためのものと思っていたが、県公安委員会委員長と本部長の挨拶が終了した時点で非公開となったため、県警のパフォーマンスに、我々が利用された感じがした。

（委員）

廃止された一湊駐在所を再開できないか。

（警務課長）

交番、駐在所の再編整備については、警察組織全体の機能強化を図る目的の一環として実施された経緯があり、一所属として回答することはできず、組織全体で考えなければならぬことであるため、貴重な意見として警察本部に伝えさせてもらう。
当署としては、今後も機会あるごとに、永田、一湊地区の住民と触れ合い、意見・要望を吸い上げて、不安解消に向け、取り組んでいく。

（委員）

街路樹が道路まで生い茂っており、車両通行時に見通しが悪く危険を感じるため、県と協力して対策を講じることはできないか。

（交通課長）

道路管理者については、県道であれば熊毛支庁屋久島事務所、町道であれば町役場になる。
これまで、危険な状況に気付き、当署から道路管理者へ連絡したケースもあるが、地域の実情に最も精通している住民から道路管理者へ意見という形で連絡した方が反映されやすいと思われる。
標識・標示・信号機については、警察の管理となっているため、異変に気付いた際は、連絡してほしい。

(委員)

レンタカーによる危険な運転(速度超過等)を見掛けるため、レンタカーの取締りや運転手に対する交通マナーの呼び掛けをできないか。

(交通課長)

レンタカーに限定した取締りを行うことはできないが、ドライブマナーについては、レンタカー協会へ呼び掛けを行っていく。

(委員)

先日、前方を低速で走行する車両があり、その車両が左寄ったため、追い越そうとしたところ、自車に接近し、接触しそうになった。

低速車両に対しては、どのような対応をしているのか。

また、低速車両を見掛けた際は、どうすればいいのか。

(交通課長)

一般道路における低速走行車両については、一概に違反といえるものではなく、高齢者等が安全の為に速度を落として運転しているケースもある。

高齢者等で運転が心許ない方については、発見時に声を掛けるようにしており、免許証の自主返納を勧めている。

危険だと思われる運転をしている車両を発見した際は、近づくことなく、防衛運転に努め、当署へ情報提供してほしい。

(委員)

交通安全運動等の出発式に旧車やバイクを所持している島民へ呼び掛けて、パレードを実施してみてもどうか。

(交通課長)

令和4年の秋の全国交通安全運動の際、二輪車を所有している島民へ協力してもらいパレードを実施したことがある。

今後、住民や行政と連携した取組ができるように努めるとともに、県警本部から白バイや音楽隊等の派遣要請も視野に入れ、パレード等の実施を検討していく。

(委員)

道路上に自転車の通行に関する青色の標示を見掛ける。

(交通課長)

自転車については、車道通行が原則となっているため、道路管理者が自転車の通行帯を示すために設置したものになる。

(委員)

武田館前の横断歩道で、これまで小学生が事故に遭いそうになったことが何度かある。交通危険箇所等を把握していれば、広報してほしい。

(交通課長)

危険箇所等を把握した際は、地域と連携を取りながら、広報していく。

(会長)

島内で低速走行車両やカーブ付近での駐車車両を見掛ける。

(交通課長)

カーブというだけで、駐車違反に該当するものではないが、危険防止の観点から、そのような車両を発見した際は、運転手等に対して指導、警告又は広報排除を継続していく。

(会長)

島民の中には、子供を学校に通わせていない人がいる。

その人たちについては、「大麻をしているのでは。」といった噂も立っているため、麻薬探知ができる警察犬を配備することはできないか。

(生刑課長)

警察犬については、警察組織で飼育している「直轄犬」と一般の方が飼育、訓練している「囑託犬」の二種類がいる。

直轄犬の離島配備については、事案の発生状況等を勘案して検討はしているが、現在のところ予定されていない。

囑託犬については、現在のところ、島内で希望される方がいない状況である。

また、麻薬探知犬については、訓練時に薬物の現物が必要となるため、囑託犬の訓練に許可が出ることはなく、不可能である。

そのため、薬物に関する情報を見聞きした場合は、早い段階で警察に相談してほしい。

(委員)

子供を学校に通わせないのは、児童虐待に当たらないのか。

(生刑課長)
子供の意思による不登校の場合もあるため、個別の事案で判断する必要がある。
警察では、関係機関と連携して、ケース会議を開催するなどしており、ネグレクト等の虐待が疑われる場合は、児童相談所へ通告するようにしている。

備 考